

2019年度授業料軽減補助金受給対象世帯一覧

以下の生活基準にいずれか1つでも該当すれば、受給対象となります。

生活基準																	
1	生活保護受給世帯																
2(a)	所得税非課税世帯 ◇住宅借入金等特別控除のために非課税になっている場合は、対象外です。																
2(b)	道府県民税および市町村民税（所得割額）非課税世帯																
2(c)	国民年金保険料全額免除世帯 ◇両親がいる場合は、双方が全額免除である場合のみ対象です。																
2(d)	児童扶養手当受給世帯 （毎年、基準額の見直しがあります。） <u>◇ただし、下表の手当月額以上を受給されている方が対象です。</u> <平成31年4月～平成32(2020)年1月の認定基準月額> ●児童扶養手当証明書の有効期限<平成31(2019)年10月31日> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支給対象 児童数</th><th>認定基準月額</th><th>支給対象 児童数</th><th>認定基準月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td><td>28,400円</td><td>4人</td><td>45,670円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>36,250円</td><td>5人</td><td>50,380円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>40,960円</td><td>6人以上</td><td>事務室へお問い合わせください</td></tr> </tbody> </table> <p>※児童扶養手当…父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童を監護する母、監護しつつ生計を同じくする父、又は当該父母以外の方で当該児童を養育する方に支給される手当です。</p>	支給対象 児童数	認定基準月額	支給対象 児童数	認定基準月額	1人	28,400円	4人	45,670円	2人	36,250円	5人	50,380円	3人	40,960円	6人以上	事務室へお問い合わせください
支給対象 児童数	認定基準月額	支給対象 児童数	認定基準月額														
1人	28,400円	4人	45,670円														
2人	36,250円	5人	50,380円														
3人	40,960円	6人以上	事務室へお問い合わせください														
2(e)	就学援助受給世帯（今年度） 就学援助…経済的に困窮している世帯で、市立小・中学校及び県立中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。																
2(f)	児童福祉施設（母子寮を除く）入所																
3(a)	就学援助受給世帯（前年度） ◇ただし、前々年と前年の所得の増加額が38万円以内である場合のみ対象です。																
3(b)	合算所得特例（両親に収入がある場合のみ対象） ◇両親のいずれか一方が課税されている場合の特例【下表の計算式により対象となる場合のみ】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">該当する方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所得税が非課税相当の場合 (両親の給与所得控除後の所得額合計 - 両親の所得控除の金額) × 0.05 = 千円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">道府県民税および市町村民税が非課税相当の場合 (両親の合計（総）所得金額 - 両親の所得控除合計) × 0.10 = 千円未満</td> </tr> </table>	該当する方	所得税が非課税相当の場合 (両親の給与所得控除後の所得額合計 - 両親の所得控除の金額) × 0.05 = 千円未満	道府県民税および市町村民税が非課税相当の場合 (両親の合計（総）所得金額 - 両親の所得控除合計) × 0.10 = 千円未満													
該当する方																	
所得税が非課税相当の場合 (両親の給与所得控除後の所得額合計 - 両親の所得控除の金額) × 0.05 = 千円未満																	
道府県民税および市町村民税が非課税相当の場合 (両親の合計（総）所得金額 - 両親の所得控除合計) × 0.10 = 千円未満																	
3(c)	家計急変世帯 ◇家計急変により、所得税非課税もしくは道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が非課税に相当する場合が対象。（申請年度の収入見込みから推計し、非課税相当かを判断）																
3(d)	天災その他不慮の災害被災世帯																